

令和 8 年 8 月 3 日
沖 縄 労 働 局

那覇労働基準監督署における文書の紛失事案について

沖縄労働局（局長 ^{みやもと} 宮本 ^{じゅんこ} 淳子）は、那覇労働基準監督署（以下「那覇署」という。）

において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記の事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 事案の概要

那覇署において、平成 26 年度に届出を受けた就業規則、就業規則届及び意見書（以下「就業規則等」という。）のうち、59 件を紛失したもの。

なお、紛失した就業規則等には、事業場名称や代表者職氏名、事業場所在地、労働者代表の氏名、労働者代表の意見等が記載されていた。

2 発覚経緯及びその後の経過

- （1）令和 8 年 2 月 26 日、那覇署において、平成 26 年度に届出を受けた就業規則届の原本と業務システムに登録された受理記録の突合作業を実施していたところ、複数の就業規則等が所在不明であることが判明した。
- （2）同年 3 月 27 日までに、那覇署において再点検を行ったところ、計 59 件の就業規則等が所在不明であることが判明した。
- （3）同年 6 月 4 日から 6 月 12 日までに、那覇署において、紛失した就業規則等の届出事業場に対して、本件事案の説明及び謝罪を行った。

3 紛失の原因

- （1）那覇署では、就業規則等について、届け出を受けた事業場別に書庫に保管していたところ、届出年度ごとによる保管方法へ変更した。このことと併せて、書庫の保管スペースの確保のため、就業規則等について、別の保管スペースへの異動をしたときに、まとめて廃棄用段ボールに封入した。

この際、平成 26 年度に届け出を受けた就業規則等について、平成 25 年度以前に届出を受けた就業規則等の保管箱に誤って混入し、後日、平成 25 年度以前の就業規則等の文書廃棄を行った際に誤廃棄した可能性がある。

- （2）また、那覇署に届け出のあった就業規則は、情報開示請求や労働者からの労働相談等の際に、担当者が書棚から閲覧のため執務室に持ち出すことがごく稀にあるが、就業規則を戻す際に担当者が誤った年度に編綴し、誤混入に至った可能性がある。

いずれも原因も、就業規則の管理が不十分であった。

4 二次被害の有無

就業規則等は、通常、署の外部に持ち出す可能性は低く、また、外部から就業規則等が紛れ込んでいた旨の連絡もないことから、現時点で二次被害のおそれは低いと考えられる。

5 再発防止策

本事案は、不十分な文書管理によって発生したものであることから、就業規則等の受理から編綴・保管及び廃棄までの取扱いを含め、文書管理の徹底を図る。

《那覇署の対応》

(1) 2月26日、署長は、署内会議を開催し、行政文書の管理の徹底を全職員へ指示した。

(2) 3月31日、署長は、沖縄労働局（以下「局」という。）監督課より発出された「就業規則届管理の徹底について」の事項を担当職員全員に説明し、その徹底を指示（※）した。

※ 局監督課が再発防止対策として、指示した内容は下記のとおり。

① 届出リストと就業規則届を就業規則管理責任者（管理職）及び担当者のダブルチェックにより照合の上で編綴すること。

② 就業規則等について、署内の書庫から他の書庫等に移動させたり、箱詰めしたりする際は、箱ごとにリストと就業規則等がすべて合致しているかダブルチェックにより照合の上、箱詰めしてリストとともに箱を封印すること。

③ 開示請求や労働者からの労働相談等のため、就業規則等を書庫の箱から取り出す場合は、管理職の許可を受けた上で取り出すこととする。また、就業規則等の使用後、書庫の箱に戻す際は、ダブルチェックの上で再度封印する。上記の経緯を管理簿により管理する。

④ 廃棄の際は、開封の上、誤廃棄防止のため、リストと就業規則が合致していることを管理職と職員のダブルチェックを行った上、廃棄処理する。

(3) 4月3日、署長は、全職員に対し、沖縄労働局版「個人情報漏えいハンドブック」により個人情報漏えい防止研修を実施した。

(4) 同日、署長は、4月以降に新たに配置された監督官に対し、方面・安全衛生会議において「就業規則届管理の徹底について」に係る研修を実施した。

(5) 4月9日、局監督課監察官から、上記（2）による指示の実施状況（4月1日以降受付分）について、メールにより指示を受け、5月21日までに確認したところ、一部、就業規則届の入力漏れが認められたため、署長は厳しく職員を指導した。

《局の対応》

(1) 3月27日、就業規則届出の書類の保管・管理に関し、監督課長名で「就業規則届出管理の徹底について」を各署に発出した。

(2) 4月15日開催の臨時監督署長会議と4月20日開催の監督官安全衛生業務担当

者会議において、労働基準部長及び監督課長より当該事案の発生状況、原因及び再発防止策について、説明及び指示を行った。

- (3) 4月9日、メールにて局監督課監察官は各署に対し、就業規則届を月別受付ファイルで編綴・保管しているか、点検・確認を依頼した。その結果、発生部署以外は3月27日付け事務連絡による就業規則届の管理は履行されていた。
- (4) 5月15日開催の署所長会議において、局長から各所属長に対し、個人情報の漏えい防止を徹底するため、「個人情報漏えい防止ハンドブック」の内容について、各所属職員へ周知を改めて徹底するよう注意喚起を行った。
- (5) 5月19日、総務企画官は、労働局全職員に対し、個人情報漏えい防止に係るセルフチェックの実施を指示し、5月29日までに各職員によるチェックを終えた。なお、チェック結果に問題は認められなかった。
- (6) 10月に実施予定の地方労働基準監察時に、局監督課監察官が全署の管理状況を確認する。

【担当】

沖縄労働局労働基準部監督課

監督課長 梅澤 栄

地方労働基準監察監督官 新里 隆

(電話) 098(868)4303